

| | | | | | | | |
|------|----|----|------|-----|----|----|---------|
| 決裁区分 | 部長 | 課長 | 課長代理 | 担当 | 起案 | 分類 | 0・2・4 |
| 丙 | 諸星 | 志村 | 志村 | 久保谷 | 石原 | 起案 | 29・1・26 |
| | | | | | | 決裁 | 29・1・27 |
| | | | | | | 施行 | ・ |

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

| | | | |
|--|---|---------------|--------|
| 会議名 | <input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会 | | |
| | <input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 公共施設使用料見直し プロジェクトチーム | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 平成 28 年度 第 3 回 公共施設使用料見直し ワーキンググループ | | |
| 開催日時 | 平成 29 年 1 月 26 日 (木) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 2 時 30 分 | | |
| 開催場所 | 西庁舎 3 階会議室 | | |
| 出席者 | カルチャーパーク課長 | 市民相談人権課長 | 地域福祉課長 |
| | 高齢介護課長 | 生涯学習課長 | 図書館長 |
| | スポーツ推進課課長代理(スポーツ推進担当) | | |
| | 公共施設マネジメント課長 | | |
| | 事務局 | 公共施設マネジメント課主査 | |
| 議 題 | 1 条例案の調整について | | |
| | 2 規則に規定する内容(備品の利用料、減免等)の取扱いについて | | |
| | 3 平成29年度「低利用時間帯の有効活用」事業実施について | | |
| 配付資料 | 資料 関係規則制定及び改正の概要(議案添付資料)(案) | | |
| | | | |
| | | | |
| 会 議 結 果 | | | |
| 1 条例案の調整について | | | |
| <p>① 利用団体や議会等への説明の中で、「高齢者の活動の幅が狭まるのではないか」という意見があり、何らかの対応が必要となっていた。「共用利用」の区分がある施設について、子どもの無料化とあわせて高齢者(70歳以上)も対象としたい。この対応については、次回開催する「PT・WG合同会議」において正式決定したい。 ⇒WGとしては方向性は了承。</p> <p>② 「70歳以上」の根拠が必要なように思える。「65歳以上」にして、より利用しやすい年代を取り込めばよいのではという意見も今後出てくる。 ⇒おおね公園温水プール(都市公園条例)において、高齢者区分を規定しており、共用利用はスポーツ施設が中心となることから、整合を図った。また、現在の高齢者の利用は全体の1%に満たないため、財政運営上の影響も小さいと推測している。公共施設使用料の範疇においては、共通に「70歳以上」として高齢者を定義していきたい。</p> <p>③ 意見の趣旨からすれば、「共用利用の無料化」で対応するのはズレがある。 ⇒「健康増進のために積極的に身体を動かしていただきたい」という趣旨を説明していきたい。専用利用は、施設を独占的に利用できるという点で、差別化は図れる。</p> <p>④ 他に条例案に追加する内容として、「都市公園条例の占用(物品の販売等)行為に係る料金区分の修正」と「保健福祉センター創作活動室の料金設定(開放施設への移行)」を予定する。(注:1/27保健福祉センターは担当課から取りやめとの連絡あり)</p> | | | |
| 2 規則に規定する内容(備品の利用料、減免)の取扱いについて | | | |
| <p>① 備品の利用料について、すべての施設を一律的に考えるのはどうかといった意見もあった。条例案では規則で規定できるようにするが、平成29年度予算査定においても、ほとんどの施設で備品の予算要求は認められなかったようであり、更新は非常に厳しい状況にある。更新や修繕という理由がない備品の利用料を設定することはできないため、条例改正(施行)と同時に新たに利用料を設定する備品はないものと考えている。規則の施行までにはまだ時間があるので、今後、各施設の備品を抽出して調整を図るなど、整理していく。</p> <p>② 新たに規定する「部活動での利用」の減免について、施設を限定すべきという意見もあり、最終的には絞ることになる。</p> | | | |

③ 部活動は市外の学校も対象か。陸上競技場などは専用と共用が並存しており、他の利用者への影響が大きい。

⇒ 部活動は市内の学校のみでの予定である。また、顧問の付き添いを条件とする。

④ 「他者に対する直接的な奉仕活動」の基準が分かりにくい。これに該当する多くの利用は他の規定で既に減免の対象となっており、新たな規定は不要ではないか。

⇒ 最終案までに修正する。

3 平成29年度「低利用時間帯の有効活用」事業実施について

① 現在、保健福祉センターと曲松児童センターを利用している利用者（4者）に平成29年度の意向を確認し、継続の意向があれば、条例の改正（施行）時期にかかわらず、平成29年度中は利用できるようにする。（条例の施行までは「行政財産使用許可」、条例施行後は、改正後の各施設の条例の「定期利用」の規定に準じる）

4 その他

① 見直し案の周知をさまざまな方法で行っているが、議決された後に利用者に周知（減免規定含む）していくことも重要である。

② 次回（2月上旬開催）の「PT・WG合同会議」で今回の各案件を最終決定する。

備考